

(表)

誓 約 書

令和 年 月 日

大野城市長 様

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、大野城市が大野城市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、裏面の記載事項について説明を受け、これを了解し、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 工事請負契約約款第 47 条の 2 (以下「暴力団排除条項」という。) 第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 大野城市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止の措置を受けている者及び暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を下請負人 (一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。) としません。
- 4 暴力団排除条項第 1 項各号に該当する者を下請負人としていて、大野城市から当該下請契約の解除 (当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。) を求められた場合は、解除等の求めに従います。

上記 1 の暴力団排除条項第 1 項各号の解釈については、裏面にてご確認下さい。

暴力団排除条項第1項各号の解釈について

(1) 暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は暴力的組織若しくは構成員等である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知りながら行っているものとみなす。

(2) 暴力団排除条項第1項第8号関係

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。

<工事請負契約約款抜粋(暴力団排除条項)>

第47条の2 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本条において同じ。)が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)であるとき。
 - (2) 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員(役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)をいう。以下同じ。)が、暴力的組織の構成員(構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。)となつているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 甲は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、乙が正当な理由がなく甲からの当該解除等の求めに従わなかったときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(甲の損害賠償請求等)

第54条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(略)

2 次の各号の一に該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第46条から第47条の3の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

(略)

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

第7条の2 乙は、大野城市指名停止等の措置に関する規則(平成19年規則第23号)に基づく指名停止の措置を受けている者及び第47条の2第1項各号に該当する者を下請負人としてはならない。

2 乙が第47条の2第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請契約の解除(乙が当該下請契約の当事者でない場合は、乙が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。)を求めることができる。

3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により甲が乙に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、乙が一切の責任を負うものとする。